

令和 8 年 7 月 31 日

課 名：建築指導課
直 通：092-643-3719
内 線：4 6 7 8
担 当：西本、衣川

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

東京都江東区新砂 1 - 1 - 1

(株) 竹中土木

2 指名停止の期間：

令和 8 年 7 月 3 1 日 ～ 令和 8 年 8 月 3 0 日 (1 ヶ月間)

3 事実概要：

(株) 竹中土木が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、令和 8 年 6 月 1 0 日に羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により略式命令を受け、刑が確定した。

このことは、「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その 2 第 12 号に該当する。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その 2 第 1 2 号に該当することから、指名停止 1 ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その 2 第 1 2 号該当】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 2 別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内